

第2期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第6回）

1 日 時

平成30年7月6日（金） 午前9時30分から正午まで

2 場 所

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室23

3 出席者

有村委員長、坂田（仰）委員、林委員、坂田（篤）委員、鈴木委員、相川委員、橋本委員（7人）

※ 欠席 藤平委員長職務代理者、笠原委員、横井委員（3人）

4 事務局参加者

宇田指導部長、石田指導部指導企画課長、栗原指導部義務教育指導課長、佐藤指導部高等学校教育指導課長、丹野指導部特別支援教育指導課長、月山教育相談センター次長、渡辺指導部主任指導主事（生徒指導担当）、土屋指導部主任指導主事（人権教育担当）、松永指導部主任指導主事（不登校施策担当）、田中指導部主任指導主事（情報教育担当）、井上指導部主任指導主事（産業教育担当）、長友教職員研修センター統括指導主事

6 傍聴者

0人

7 報道機関

取材 4社

8 審議内容

（1）事務局説明

ア いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について

イ ふれあい月間におけるいじめに関する調査について

（2）審議

9 審議記録

【有村委員長】

皆さん、おはようございます。

【一同】

おはようございます。

【有村委員長】

本日は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に出席いただきましてありがとうございます。本日は、委員10名のうち7名の方に参加していただいております。藤平委員、笠原委員、横井委員については御欠席という連絡をいただいております。7人と定数を達しておりますので、ただいまから第6回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を開催します。よろしく願いいたします。

はじめに、宇田指導部長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願います。

【事務局（宇田指導部長）】

委員の皆様、おはようございます。東京都教育庁指導部長の宇田と申します。委員の皆様には、本日大変御多用の中、この第6回いじめ問題対策委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

平成30年度の初めての開催に当たりまして、今年度、東京都教育委員会が重点を置いて取り組んでいる施策について、その一端を御紹介させていただきます。

まず、第1点目でございますが、「SOSの出し方に関する教育」の推進でございます。自殺対策基本法の一部改正や「自殺総合対策大綱等」の閣議決定等を受けまして、学校における自殺予防教育を推進させるために、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料～自分を大切にしよう～」という教材を作成いたしまして、本年2月に、都内全公立学校に配布いたしました。

今年度は、都内全ての公立学校の校長を対象とした自殺予防教育連絡会等で、このDVD教材の活用について周知しております。「SOSの出し方に関する教育」が各学校の実態に応じまして、必ず実施されるよう、徹底を図ってまいります。

次に第2点目ですが、SNSを活用した教育相談の試行でございます。スマートフ

オンの普及等に伴いまして、最近の若年層が用いるコミュニケーション手段として、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっております。そのことから、音声通話のみならず、SNSを活用いたしました相談体制を構築することが求められています。

そこで、本年8月25日の土曜日から9月7日の金曜日までの間、都立高校生を対象としてSNSを活用した教育相談を試行することといたしました。本モデル事業の効果検証を行いまして、いじめを含めて様々な悩みを抱えている高校生に対する相談体制拡充の方向性について明らかにしていきたいと考えております。

さて、皆様をお願い申し上げます、この第2期の「いじめ問題対策委員会」は、今月末で2年間の任期が満了となります。本日、「いじめ総合対策【第2次】」に示されました学校の取組の推進状況等について検証していただき、明らかとなった課題の改善に向けまして、答申案等を作成していただくことになっております。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様のご専門的な見地から、学校や教職員一人一人のいじめ防止に対する取組の改善につながる御提言をいただけるものと期待しております。

結びになりますが、これまで有村委員長をはじめ委員の皆様には、東京都教育委員会に対して多大なるお力添えをいただきましたことを心から感謝申し上げますとともに、今後とも、御指導、御鞭撻^{べんたつ}をいただきますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

【有村委員長】

ありがとうございました。今、宇田指導部長からSOSの出し方であるとか、SNSを活用した教育相談について、それから答申のことについて、今日の会議の指針等いただきました。ありがとうございます。

報道の方はよろしいですか。それでは続けさせていただきます。

次に、今年度初めての開催となりますので、ここで事務局職員の御紹介をお願いします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

それでは私から紹介をさせていただきます。

ただいま挨拶いたしました、東京都教育庁指導部長の宇田剛でございます。

【事務局（宇田指導部長）】

宇田でございます。よろしく申し上げます。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

指導部指導企画課長、石田周でございます。

【事務局（石田指導企画課長）】

石田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

高等学校教育指導課長、佐藤聖一でございます。

【事務局（佐藤高等学校教育指導課長）】

佐藤です。よろしくお願ひいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

義務教育指導課長、栗原宏成でございます。

【事務局（栗原義務教育指導課長）】

栗原でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

特別支援教育指導課長、丹野哲也でございます。

【事務局（丹野特別支援教育指導課長）】

丹野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

総務部企画担当課長、西山公美子でございますが、ただいま別件対応中でございます。東京都教育相談センター次長、月山良明でございます。

【事務局（月山教育相談センター次長）】

月山と申します。よろしくお願ひいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

東京都教職員研修センター研修部教育開発課統括指導主事、長友慎吾でございます。

【事務局（長友教職員研修センター統括指導主事）】

よろしくお願ひいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【有村委員長】

ありがとうございます。それでは報告事項に入ります。事務局から説明をお願いし

ます。説明が終わったところで、御質問とか、いろいろ伺いたいと思いますので、報告事項等よろしくお願いたします。

【事務局（石田指導企画課長）】

お願いします。それではまず初めに、資料2に基づいて御報告します。「いじめ防止対策推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」でございます。

この通知の基となっておりますのは、この資料2の2枚目です。「いじめ防止対策推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」という通知が文部科学省から発出されております。

これは総務大臣から文部科学大臣に勧告がされまして、それを踏まえて文部科学省からいじめ防止対策を一層推進する上で留意すべき事項について、資料2の2枚目にあるとおり、本年3月に通知がございました。

都内の公立学校においては「いじめ総合対策【第2次】」に基づき、いじめ防止等の対策を推進しているところでございますが、国の通知の趣旨を踏まえて、都内全ての公立学校が改めて自校における取組を見直す機会とするため、資料2の1枚目がございますとおり、この通知を区市町村教育委員会指導事務主管課長宛て、そして都立学校長宛てに発出いたしました。

見直しのポイントでございますが3点ございます。1点目はいじめの正確な認知の推進。2点目は重大事態の発生報告など、法律等に基づく措置の徹底。3点目は教職員、児童・生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知の徹底でございます。

特に、いじめの正確な認知の推進につきましては、都の通知、この1枚目の「1 いじめの正確な認知の推進」にございますように、いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得るという認識の下、学校は保護者等と信頼関係に基づき、多角的な視点から日常的に情報を共有する体制を構築するなどして、いじめの実態等を把握する必要がございます。

国の通知では、資料2の4ページ目の中段にございますが、「1 いじめの正確な認知の推進」の(2)「いじめの認知件数が0であった場合は、当該事実を児童・生徒や保護者に向けて公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認すること」とございます。これはつまり、「うちの学校はいじめの認知件数が0件だった」ということを何らかの方法でしっかりと児童・生徒、そして保護者の皆様に御報告しなさいと、こういうことでございます。

東京都教育委員会といたしましては、繰り返しとなりますけれども、いじめの認知件数の「多い・少ない」ではなく、多角的な視点からいじめの正確な認知が行われることが重要であると捉えまして指導をしております。

さらに教職員、児童・生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知徹底につきましては、学校が、児童・生徒及び保護者に、法の趣旨・内容やいじめの定義等について確実に周知しているかということを、この後、説明する「ふれあい月間におけるいじめに関する調査」等の機会を捉えまして、学校が自らの取組状況を振り返ることができるようにしております。説明は以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。国の通知について、お話がございました。続いてこの「ふれあい月間における調査」についてよろしいでしょうか。その後、御質問がありましたらよろしくお願ひします。

【事務局（石田指導企画課長）】

それでは続きまして、ふれあい月間におけるいじめに関する調査について報告申し上げます。

東京都教育委員会におきましては、これまで年に2回の「ふれあい月間」において、「いじめ防止強化月間」として、各学校が、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動、あるいは不登校等の状況について総点検を行い、現状や取組の効果等を把握することができるよう、独自の調査を行ってきたところでございます。これは例年6月と11月に実施してまいりました。

平成30年度からは、より実効性のある調査にするため、本調査の精査を行うことといたしました。資料3を御参照ください。

まず、資料の上段、「精選の趣旨」につきまして、まとめております。「問題行動等調査で把握できる内容と、ふれあい月間における調査内容との重複を避けて、「いじめ総合対策【第2次】」の進捗状況について焦点化した調査とするということでございます。

次に精選の内容につきましては、資料の左側を御覧ください。ふれあい月間における調査と、問題行動等調査の内容について、平成29年度までと今年度の項目をそれぞれ示しています。下線がついた項目が両者に共有する内容でございます。

資料左下の枠の、平成29年度までのふれあい月間の調査内容に、少し大きめの黒い

丸がございますが、ここで示した3点の項目、これを抽出し精選の上、資料の2枚目にごございますように、簡略化を図ったところです。

本調査の特徴といたしましては、3点ございます。恐縮ですが1枚目の資料右側にそれをまとめてございますので、2枚目の資料と交互に御覧いただければと思います。

第1は「PDCAサイクルによる評価・改善」でございます。都内全ての公立学校が、年間を通してPDCAサイクルの流れの中で、自校のいじめに関する取組状況を把握することで、いじめ防止等の取組の一層の強化・徹底に向けて改善を積み重ねられるようにしています。

2点目でございますが「見やすいシート」にすることを心掛けております。これは、今はカラー印刷ではございませんけれども、カラー刷りになっておりまして、都内全ての公立学校が自校の課題を明確にできるよう、レーダーチャートにこの結果が即座に反映できるようにしておりまして、取組状況の見える化を図っています。

このことは、調査が終わった後に改めてこういった図表でまとめるのではなく、各学校が振り返りを入力したら即座にレーダーチャートになりますので、どの取組が足りないか、どこがしっかりできているかが一目瞭然になります。それを6月と11月に比較することで、半年間ではありますが、取組の強化の具体策がどの程度進捗したかが、やはり一目瞭然であり、保護者や地域の皆様等に、本校のいじめ対策はこのような取組をしていますということを、つぶさに見ていただけるような、分かりやすい、見やすいシートにしようとしています。

第3でございますが、「区市町村教育委員会用シート」の設定でございます。管下の学校において、この六つのポイント、18の項目が第2次の総合対策であるわけですが、その取組状況を見える化して、区市町村教育委員会等が施策の立案や教育課程編成に係る指導に活用できるような形を考えております。

本調査の改定を通しまして、学校が自校の成果や課題に自ら気付き、そして1年間のサイクルの中で取組を改善するという仕組みの構築を目指してまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。今2点について、国の勧告を踏まえた対応と、もう一つはふれあい月間の件でございますが、どちらからでもよろしいと思いますけれども、委員の皆さん、御質問とか、さらに詳しく聞きたいことがございましたらお願いいたし

ます。

【坂田（篤）委員】

委員長。

【有村委員長】

坂田篤委員、お願いします。

【坂田（篤）委員】

ありがとうございました。ふれあい月間がこのような形で改定していただけたということは、学校にとっても教育委員会にとっても本当にありがたいことです。何よりも、この見える化というレーダーチャートによって、取組状況が一目瞭然になるといふところについて御説明があったとおり、非常にありがたいです。感謝申し上げます。

については、この資料3の特徴の3点目。区市町村教育委員会等シートの設定というところですが、ここでも見える化というキーワードが出てきておりますけれども、この学校のこのシートと名に関連付いた、教育委員会は本市は14校しかないんですけれども、その14校のデータを入力すればこういうような形になってパッと表れてくるというような、何かそういうシートが開発されているのかどうか。そこを教えてください。

【事務局（石田指導企画課長）】

坂田先生、ありがとうございます。今、正にお教えいただいたとおり、各学校の取組を改めて集計し直して一つのグラフにするというのはやはり、ひと手間かかります。こちらのほうはセットで区町村用のシートを、エクセルシートを差し上げてありまして、各学校が入力したものが別のシートに表になるようになっています。それを大変恐縮ですが、各区町村の御担当の方に別のブックのところに貼っていただくと、データをコピーして貼っていただく。そうするとそれが反映されてこのレーダーチャートがいわゆる10校なら10校分の状況になるように今工夫しているところでございます。

もう少し言うと、各学校の中には学級がございますので、例えば15学級だったら、15学級分の担任の先生方がそれぞれこれを自己評価、後で御自分で評価して、それを学校で集約するなんていう工夫も余地がございます。私どもとしてはそこまでは求めてございませんが、学校で上がったものが地区教育委員会ごとの単位になって、そして、地区教育委員会の指導事務の皆さんがそれを見て「ここはもう少し力を入れていく必要がある」あるいは「自分は2のところ近づいている」というような、そうい

った目安で見ていただける窓口にしたいというふうに思っております。

以上でございます。

【有村委員長】

どうぞ。

【坂田（篤）委員】

ありがとうございます。今お話をお伺いして、学級ごとでもこういうような形で調査が行われると。これは我々の判断によると思うんですけども、それは非常に有り難いお話で、実はやっぱり学校というのは一つの「マス」になってしまいますと、どうしても個々の教員の取組状況というのが見えなくなってしまうと、そこはやはりどうしてもそこから漏れていくというような実態があるものですから、是非、これは本市に限らずなるべく教育長会等々でお話をして、学級単位でもこういうような調査を行うようにお話をしていきたいと思っています。

ありがとうございました。

【有村委員長】

区市の教育委員会、学級単位で活用できるような方向にいけば非常に望ましいわけですね。先生方の意識につながりになりますよね。

それはまた、この都教委のシートを基にしながら各学級で工夫するというのが非常に大事なことだろうというふうに御意見があるところでございます。

ありがとうございます。ほかにはどうでしょうか。

では、私の方から1点よろしいでしょうか。確認なんですけど、このシートのこちら側の2枚目のほうに、いわゆる第2次該当ページという欄がありまして、いわゆる18項目にそれぞれ対応した項目があって、これはいわゆる1年3か月前でしょうか、平成29年2月に2次の報告書が出て、いわゆる青版、赤版といって学校が持っていますけれども、あれが「公告」が出ているわけですけども、あれを振り返るようになっていくわけですけども、ここらあたりをうまく振り返っていただかないとなかなか調査が生きてこないというふうにちょっと思うんでございます。

その辺りを各区市の教育委員会、あるいは校長先生方がしっかり認識をしたいかないと、これは大変言葉がきついんですけども、形骸化してしまってもしょうがない。ただ、調査をやればいだろうと。0、1、2を付ければいいじゃないかというになってしまうと、せっかくの見える化がかえって曇ってしまうんじゃないかとい

う気もするんです。そこら辺り、アイデアがもしなんかこんなふうをすると、このページ数の確認とかそういうのが連動してうまくいくんじゃないかというふうに思うんですが、もしそういう点があればどうでしょうか。事務局の方でも委員の皆さんでも御指摘があれば有り難いなと思ってちょっと言わせていただいたんですけど、いかがでしょうか。

どうぞ、鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】

大変見やすいシートが開発されたので、これが根付いていくといいなとは思っております。それでまずはこれを記入していただいて学校、教育委員会に意識を持っていただくというところから始まることなのかなと思うんですが、やったことが果たして、子供や保護者に届いているかという検証が必要なのではないかなと思います。

「やりました」「え、そんなのありましたっけ」では意味がないので、そこを検証する、逆にやったことに対して、保護者、児童、生徒からフィードバックをもらうようなシステムもあるといいのかなというふうに考えました。

【有村委員長】

なるほど、ありがとうございます。今のケースの中で事務局から説明とかございますか。じゃあ、課長、お願いいたします。

【事務局（石田指導企画課長）】

お教えいただき、ありがとうございました。私どもとしても、それは極めて肝に銘じなければいけないなと思っているところでして、こちらの方については確かに学校に届いて、先生方にも私どもが、事あるごとにこれを振り返ってということをお願いをしているのですが、なかなかこういった資料というのは、開いていただく機会というのを意図的にセットしないというところもございます。

ですから、この調査をきっかけにしっかりとこれを開いてもらって、この調査シートに、正に今、委員長から教えていただいたとおり、本当にそのページを見た上で、意味を考えた上で、定義を見付けた上で、評価していただくということがまず前提になりますので、こちらのこの調査をお願いする通知文等に記載させていただくとともに、区市町村教育委員会の指導事務主管課長の皆様との会が今日もございますし、あるいは指導主事の連絡会等もございます。そういった機会、あるいは夏に全ての学校からお一人ずつ来ていただくような会が生活指導の方でありますので、そこでこの意

味というのもお伝えしていく必要があるとも、改めて思ったところです。

鈴木先生が今お教えいただいたことについては、学校評価というのがこれはいじめにかかわらず、学校評価のサークルがこれに基づいてできております。

そういうところで、あるいは児童・生徒評価、あるいは保護者に調査項目を学校独自で差し上げていて、そこにいろいろ書いていただいて、それを1年間の終わりに集約するという営みを今、各学校は行っているのですが、そういう場面もこれと関係付けをしていただいて、設定していただけるような提案等もしていく必要があるなというふうにも今、お話しをいただいて思ったところでございます。

以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、補足説明をいただいたところですが、ほかにどうでしょうか。林委員、お願いいたします。

【林委員】

やはりこういった素晴らしいシートがどんどん活用されるとよいなと考えております。

私の方からは4点くらいちょっと確認、教えていただければと思うところがありまして、6月の評価のところは恐らくまだやっていなくてこれからなのか、いつごろ、学期末ぐらいを考えて、7月ぐらいで実施予定なのかどうかというのが一つなんです、4つあるんで普通一度、特に再度もし分かりにくければ、再度聞いていただいても思うんですが、6月評価はいつやるんだろうかということが一つなんです。

2つ目は、0、1、2で、学校単位で1回目なので、付ける方がかなり苦勞して、バラバラになるんじゃないかと思うんですね。

具体的に言うと、0と1の区別がしにくいのかなと思うんです。学校の先生の生徒指導主事、生活指導の担当の先生とか。

具体的に言えば0が実施していないで、1が年度内に実施予定なので、1も実は実施してなくなるので、0なんだろうか1なんだろうかで。予定も担当者が心の中で予定だと思っているだけなのか、もう既に年度の計画の中で例えば9月にそれぞれの研修をするにしているかということで、付けにくいかなと思うのです。

2は実施しているなので、実施していると実施していないというのは付けやすいんですけども、その間を見たいということですので、実施していなくて今年度の計画

に入っていない場合と、実施していなくて今年度の、今後の6月より後の計画に入っている場合で0と1を年度計画に入っているかないかで見の方がより正確な、0と1については区別がつかないかと思いましたが、それが二つ目です。

ですから、全部1の方、主観的につけられてしまう恐れがあることに対してどういうふうに指導したらいいだろうかというあたりが二つ目です。

三つ目は、公表の方法なんですけれども、これはどのように、内部だけ、学校の中だけで共有されるものなのか、教育委員会の内部で共有するものなのか、あるいは大勢が見たほうが対応とか研究や対応策等、様々な意見が出てくるので、公表の方法はどのようにしていく御予定なのかということです。

あと四つ目は、例えばいろんな自由記述で6月はこんな取組をしていますとか、そして認知検査はどのくらいありますということと、11月でどのくらい解消したかどうかということも書く欄があるので、例えばある自治体の中の顕著な成果を出している取組などを事例研究型で調べていく、あるいはそれを公表していく、こんなやり方をしてこんな結果になる事例もありましたという形がこの調査の結果から分かってきて、年度末ぐらいには活用可能なものが出てくるだろうと思っているのですが、そういった調査の使い方はどの状況まで、各学校へのフィードバックまでなのか、それともそれ以上のことを考えるのか。そういったことを事例研究的な取扱いになさるかどうかということで、6月いつやるかということと、0と1とをどう分けるかということ、公表の方法と顕著な事例等についての取扱い等、計画がまだなければいけないで大丈夫なのですけれども、もしお考え等あれば教えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

【有村委員長】

以上6点でございました。どうぞ、じゃあ課長、今の質問にどうぞ。

【事務局（石田指導企画課長）】

ありがとうございます。順次今、御指摘いただいたこと、あるいは教えていただいたことに、今の段階でのお答えをしたいと思っているのですが、まずこの6月調査と書いてあるのは、ふれあい月間が6月にございましたので、実際はこれから調査をいたします。

ですから、6月のいじめ対策に対する強化について、学校で総括して振り返っていただくということで、これから実施させていただきます。

2点目のこの尺度ですね。0、1、2というある意味、やっているかやっていないかというような部分のことなんですけれども、確かにこれを一人の生活指導主任等が付けるということだと、そういう形になると思うんですけれども、やはりこれは組織で付けていただきたい。

つまり、校長の下、学年主任とか、生活指導主任とかそういった方、あるいは先ほど少し提案的なことで申し上げましたけれども、学校全体の担任の先生たちに付けてもらうというようなことで、ディスカッションをよく学校の中でしていただいて、それで自己評価していただいたらいいなというふうに思っています。

確かに年度計画で入っているかないかということも、そういう視点も大切だというふうに私ども考えております。

公表の方法ですけれども、これも今まで公表してきたので、同じように公表していく方向で考えているのですが、むしろこれは見える化を図ったシートなので都教委が公表ということはもちろんあるんですけれども、各学校が先ほど申し上げたように保護者会とか、あるいは御自分の学校のホームページとか、そういったもので発信していったお互い共有していただくということが一つ、大事な公表の仕方かなというふうに思っております。

四つ目のこの自由記述というところについては、本当にお話いただいたとおり大事なことだと思っていまして、これを集約して私どもの方で連絡会をいくつか持っているのですが、その中に生活指導担当の指導主事連絡会というものがございまして、こちらには各区町村の指導主事の方がいらっしゃって、我々都教委とこういった担当者が集まって一堂に会してする会議が年間6回くらいあるんですけれども、そういうところで好事例の紹介を私どもの方でまとめて差し上げてもいいし、各区市町村ごとに、私どもに提出していただくので、各区市町村でこれを持ち寄っていただいて、地区の好事例、良い取組、成果があった取組ということをつかち合っていていただくというような使い方もできるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

【有村委員長】

今、御説明いただいたことで、林委員、よろしいですか。

【林委員】

よく分かりました。

【有村委員長】

ありがとうございます。丁寧に、いい公表の仕方とか尺度の付け方ですね、そこは手順を大事にしてもらいたいと思うんですけども、ほかの委員の皆さん、いかがですか。

坂田委員、お願いします。

【坂田（仰）委員】

今御説明いただいた中の回答の主体の問題なんですけれども、生徒指導主事とか生活指導主事ですか。個々の教員が答えるのではなく、組織として学校の結論を上げていただきたいというところで、管理職等の例事が出てたんですけども、正にこれはいじめに関する事案なんで、いろいろな勧告や報告にも出ていますけれども、校内のいじめ対策組織が本来担わなければいけない役割なので、そこはやはり各学校に決定をする必要があるんじゃないかと思うんです。あくまでも中心になって回答するのは、その協議を経て学校として一つの結論を出す。

項目の内容のところには当然学校いじめ対策委員会の中で情報が共有できたかというのがあるんですけど、正にその回答を別の人がやっていたんでは、共有というふうには言えないと思いますので、そこは各学校に通知の形で、きちっと出していただいて、もちろん、校長の決裁は受けるんでしょうけれども、そういう形で上がってくる形にした方が、より効果的なんじゃないかなというふうに思いました。

【有村委員長】

そうですね。その件で、どうぞ。

【事務局（石田指導企画課長）】

教えていただいてありがとうございます。

正に私どももそのようにしたいと思っていますので、今、坂田委員からお話があったとおり、通知文をこれに付けますので、そこではっきりとそういった表現を検討していきたいと思っております。

ありがとうございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。どうでしょうか。ほかにこの件で。今お話しのように坂田委員からも御指摘がありましたけれども、やはり1から18の項目というのは単に独立しているのではなくて、これはある意味ストーリーになっているんだろうと思うんで

すよね。

これはやはりそのお話があったように、学校の対策委員会がストーリーをよく踏まえて、その調査のチェックの仕方の位置付けを明確にしておかないと、バラバラになってしまうということがあります。それは先ほど、林委員も御指摘した、評価尺度が曖昧になってくる。先生方が一番的確に把握しやすいようなこの努力が、形式的になってはちょっと意味がないなと思ったので、これは非常に学校に、やりやすい中身になるんじゃないかという気がします。

そしてもう、御存知のように、これは大きな1から6のくくりというのは大きな最初の2次のまとめの方針の中の柱です。あれを非常にしっかりしていただきたいというふうに思っていて、実は私もすごく思うのは、私の方から意見ではないんですが申し上げたいのは、去年の11月ぐらいだったんですけども、ちょっと事例的で申し上げて恐縮でございます。

ある中学校でちょっとした研修会に伺いました。研修会の席の中で事例として出てきたのが、いじめに関して保護者からクレームが来ている、それに対してどういった対応をしようかということ先生方でディスカッションしておりました。これは非常に中身のある研修で、非常に先生方も真剣に考えているわけです。

その保護者のクレームの発端というのが、保護者が、いじめに遭ったり、非常に深刻な状況になると、あちこち調べるわけですね。

失礼ですが、その保護者が東京都のネットを見たら、これはやっぱり、これ「赤版」がネットアップされていますよね。あれを見て、特に5番目あたりとか6番目あたりを強調して、保護者がいろんな問題意識を持つことが大事だといっているじゃないかと。

けども学校の先生は一応、担任の先生に言ったけれども、そのことを副校長に言ったら副校長先生は全然それを把握していないと。こういうことが実際に学校でできてなくて、うちの子供は困ってるじゃないか。

そういう趣旨のことがあって、その保護者が学校に言うのをクレーマー的になってよくないと考え、親御さんも自重するんだそうです。ですから、親御さんもあんまり学校に言うと、子供や担任の先生にも苦勞を掛けるし、副校長の先生にも迷惑が掛かるので、言うか言わないかで非常に怖い思いをしていると。

東京都がこういうふうに言っているのであれば、思い切って言ってみたと、ところ

が副校長先生が存じ上げないと。要するに報・連・相がうまくいっていないということを保護者が、二次的な問題として問題意識を持つわけです。

そういうことの事例検討があって、やっぱり私はそこで一緒に考える立場の人間であつたので、こういう報告書をどういうふうに取り扱った方がいいのかとか、そういうのをちょっと一緒に考えさせていただいたんですけれども、学校の先生方は、こういうのはその学校の場合だけというふうに理解したいんですけども、あまりよく読まれていないし、率直に言えば校長先生も十分に周知していないと。その冊子も校長室に2冊しまつてあるだけということが現実問題としてあって、ちょっと私も委員をさせていただき仕事をさせていただきながら、残念に思ったケースがあつたものですから、場面的な例で大変恐縮だつたんですけれども、そういうことを学校にしては、今起きている状況もあるので、せつかくこういういい通知があるのだったら、今までの対策委員会の流れであるとか、学校も一生懸命取り組んでいくと。

今、東京都の先生方は本当にいじめ問題に、一生懸命で、敏感になっております。

そしてこの通知にあるように、いじめの認知の在り方ですね。正確な認知というのは非常に浸透しつつあって、やっぱり一生懸命発見しようとするわけです。

そのことは非常にいいわけですので、それはより効果的に作用して、このデータにも表れる。そして振り返りにも表れるという流れがうまくできるといいなというふうに思っていますので、是非、このページ数を使った意味とかそういうのをしっかり学校の先生方一人一人が理解してくれればと思つているところでごさいますて、ちょっと事例から申し上げて恐縮だつたんですけれども、都教委でできる範囲というのは限られていると思うんですけれども、主管課長の先生とか校長先生方に御理解いただけるといいなというふうに思つているところです。

ちょっと余計なことを申し上げました。

ほかの委員の皆さん、何かございませんでしょうか。

それから1点目のこの「通知文」についてはいかがでしょうか。特に国の方針等について上書きをして通知をしているわけですが、ここら辺りあたりについてどうでしょうか。これも是非、通知という中身が、やっぱり先生方に徹底する必要あると思つますので、学校での研修会とか、できれば校内の対策委員会なりでこれをもう1回振り返ってみようとか、それでチェックしてみるとか、そういうことをしていただけるといいなと思つているところです。

よろしいでしょうか。まだ1点目のことについてはまた、何か途中でございましたら御指摘をいただければと思います。

それでは次の審議事項に入りたいと思っております。

これまでの東京都教育委員会の諮問を受けて、委員会で審議してきたわけですが、審議の経過報告としての答申案を事務局として考えていただきましたので、これについて説明をしていただければと思います。

よろしいでしょうか。では渡辺主任指導主事。お願いいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

それでは私から対策委員会、答申案につきまして御説明をいたします。

お手元にはこの答申案、冊子となっております資料の4の2、そしてその概要でございます資料の4の1を御用意しております。

この2点につきまして説明をさせていただきます。

本答申でございますが、第2期の本対策委員会の諮問内容でございます、東京都内公立学校におけるいじめ防止にかかる取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策を踏まえまして、いじめ総合対策【第2次】の取組につきまして、いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント、これは資料の答申案、ちょっとお開きいただきまして2ページ、3ページにございますが、こちらの6つのポイントごとに分類し、成果・課題を検証評価し、そして今後の改善の方向性を示す内容となっております。

また、この答申案の中では、様々これまでのデータを使用しておりますが、これは文部科学省の問題行動等の調査の実施にかかります都内公立学校の実態を示すデータ、そして都独自のいじめの認知件数及び対応状況把握のための調査等を使用しております。

さらに、これらの実態を踏まえまして、今後の取組の改善に向けた方向性を示唆する委員の皆様方の御意見等も掲載をさせていただいているところでございます。

それでは概要版を御覧いただきまして、こちらを基に説明をさせていただきます。

まず、左側にいじめ防止等の対策を推進する6つのポイントの1番でございます。

「軽微ないじめも見逃さない」についての説明であります。

成果といたしましては、軽微ないじめも確実に認知するようになり、認知件数が増加したこと、そして学級担任やアンケートにより、いじめを発見する件数が増加した

ことなどが挙げられます。

答申案冊子の4ページをお開きください。こちら、4ページの下段に過去3年間のいじめの認知件数の推移がございます。平成28年度の認知件数につきましては、平成27年度、前年度と比べ、約3倍に増加しております。

増加した背景といたしましては、右側に記載がございますが、いじめ総合対策第2次のこの中に、見逃しがちな軽微ないじめの具体例を示し、区市町村教育委員会の担当者連絡会、校長連絡会、教員対象の研修会等を通しまして、繰り返し周知徹底してきたこと、更にいじめの認知件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をせず、むしろ初期の段階でいじめを確実に認知していけば、いじめの件数が増えることなどを強調したことが挙げられます。

また、アンケート調査に関しましては、いじめ総合対策【第2次】の中で、年に3回以上、これはアンケート調査を実施するようにしておりますが、区市町村や学校によっては独自に回数を増やして実施していることもございます。こうしたことで、いじめの発見の数値が増えたと捉えております。

課題でございますが、こちら、概要にも示しているとおり、いじめの認知件数の増加は見られるものの、学校間や地域間に格差があること、これは法に基づくいじめの定義を踏まえ、更に確実な認知を徹底していく必要があると考えております。

また、答申案の7ページを御覧いただきたいのですが、こちらの図表6に、インターネット等の利用の実態を示しております。これを見ますと、小学校から校種が上がるにつれ、スマートフォンなどの保有率が上がっております。また、利用時のトラブルや嫌な思いを経験したという、こういった割合も上昇しております。

インターネット等を通じて行われるいじめにつきましては発見が難しいという問題がございますので、今後更に対応を強化していく必要があると考えています。

続きまして、概要に戻っていただきまして2番でございます。「教員一人が抱え込まず、学校一丸となって取り組む」。この欄を御覧ください。

学校におきまして、学校いじめ対策委員会が対応した件数が増加するとともに、いじめの解消率も上昇傾向が見られております。また、具体的な取組といたしましては、パソコン等使用して、いじめに関する情報の共有化を図っている学校の割合が上昇するなど、学校の組織的対応が向上している状況がうかがえます。

答申案の9ページを御覧ください。こちらの図表8では、例えば一番上の項目でご

ございますが、「職員会議等を踏まえていじめの問題について教職員で共通理解を図った」。また、その次の「いじめの問題に関する校内研修を実施した」こうした項目に入れられますように、学校組織としてのいじめ防止等の取組が、全ての校種で行われているという状況が見られます。

また、その一方でございますが、課題として、次の10ページの図表9でございます。学校いじめ対策委員会が対応した件数の割合につきましては、上昇傾向が見られておりますが、この数値割合を見ますと、十分な状況とまでは言い難い状況でございます。更に推進する必要があると考えております。

また、その下の図表の10でございますが、学校いじめ対策委員会の取組状況につきまして、平成29年度の調査では、100%に達した項目がないという状況がございます。

特に上から5番目の項目でございます。年間計画に基づく学校いじめ対策委員会の計画的な取組等につきましては、学校がP D C Aサイクルを通じて、常に課題等を把握し、改善を図るなど一層の強化が必要であると考えております。

続きまして概要の3番でございますポイント3でございますが、「相談しやすい環境の中でいじめから子供を守り通す」でございます。成果といたしましては、都内で全小学校、中学校、高等学校におけるスクールカウンセラーの配置等により、学校の教育相談体制の充実が求められ、スクールカウンセラーや学級担任への相談件数の増加や、学校がスクールカウンセラーと連携して対応した件数の増加が見られております。答申案の15ページ、16ページでございますが、ここに図表でそれらの状況が示されております。

課題といたしましては、この16ページ図表17でございます、いじめられた児童・生徒の相談状況の一番下の項目でございますが、「誰にも相談していない」という件数の平成27年度との比較でございますが、平成28年度につきましては、それぞれの校種で数値の増加が見られております。これらについては改善を図る必要があると考えております。

東京都教育委員会ではこれまで、外部相談窓口の定期的な周知に加えまして、この16ページの下段でございます、ホームページやアプリケーションから24時間のフリーダイヤル「東京都いじめ相談ホットライン」に直接電話が掛けることができる「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の開発ですとか、また、この17ページでございます「SOSの出し方に関する教育の推進」ということで、不安や悩みがある場合に、身近に

いる信頼できる大人に相談することで、危機的状況に対応することを目的としたDVD教材等を作成いたしました。本年3月に都内全公立学校の配布したところでございます。

これらの施策をより充実したものにするためにも、17ページにございます、委員の皆様からの御意見も掲載させていただいておりますが、SOSの出し方のみならず、学校の教職員が児童・生徒のSOSをしっかりと受け止めることができるよう、対応力を向上させる必要があると考えております。

続きまして概要のポイントの4でございますが、「子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにする」について御説明いたします。成果につきましては、この答申案の19ページを御覧いただきたいのですが、こちらの図表18にございますように、いじめに関する事業が都内の全公立学校において実施されている状況があります。また、「子供自身がいじめについて考え行動できるようにする」取組を実施している学校が増加傾向にあることも挙げられます。

いじめ総合対策第2次にはこの項目の取組例の一つとして、取組の推進役を担えるリーダーの育成が示されております。このことについて本対策委員会におきまして御審議いただいた際に、この19ページの中段に、委員の皆様からの意見の例をお示ししておりますが、その中でこのリーダーの育成というものが、リーダーの権威付けになり、子供たちの中で縦系列の状況ができてしまうと、逆にいじめを生んでしまう危険性等があると。大変貴重な御意見を頂いております。

こうしたこともしっかりと踏まえつつ、今後もいじめ総合対策【第2次】、特に下巻『実践とプログラム編』に、いじめに関する事業例がたくさん例示として出ておりますので、こうしたものを活用するようにした、いじめに関する事業、総合対策では年に3回以上実施するとしておりますので、これらを確実に実施していくこと。また、子供が主体的に考え、行動することができるような取組を今後もそうした好事例等を紹介するなどして、こうした取組を推進していく必要があると考えております。

続きまして、概要のポイントの5でございます「保護者の理解と協力を得ていじめの解決を図る」についての説明でございます。学校のいじめへの対応につきましては、保護者の理解と協力を得ることが非常に大切でございます。そのためには特に年度当初等の機会を捉えまして、学校が保護者に対して分かりやすい言葉で、各学校の学校いじめ防止基本方針の概要を説明し、理解を得ていくことが必要と考えております。

答申案の20ページを御覧ください。こちらの一番下でございますが、図表19にございますように、都内全公立学校におきまして「学校いじめ防止基本方針の内容をホームページ等で公表するなど、保護者や地域住民に周知し理解を得るよう努めている」そうした状況が全ての校種において行われている状況がございます。

課題といたしましては、この図表19にもございますように「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」この件数が増加している状況がありますが、これが表面的な謝罪をして解決を図らせるような、一面的な対応であってはならないと考えております。

いじめが認知された場合には、被害、加害双方の保護者に対して可能な限り正確な事実に基づいて、学校いじめ基本方針に沿った、学校いじめ対策委員会の解決に向けた対応方針を丁寧に説明するなど、そうした協議する機会をまずは早期に設定していくことが必要であると考えております。

最後に概要のポイント6でございます「社会全体の力を結集しいじめ^じに対峙する」の項目でございます。成果といたしましては、答申案の22ページをお開きください。こちらの図表21にもございますように、学校が連携して対応してきた件数が、全ての関係機関において増加傾向が見られております。特に小学校においてスクールサポーターを含む警察との連携が増加している状況がございます。

23ページの上段にお示ししているように、東京都教育委員会は、平成28年度から平成30年度までと3か年にわたりまして、警視庁と教育庁との連携強化を一層図るため、連絡会議を開催してまいりました。この中で具体的な申合せ事項を設定しており、その一つに、いじめ問題に対する緊密な情報共有を設定しております。このことにつきましては、校長連絡会や区町村教育委員会の指導室課長会等で周知を徹底してまいりました。

課題といたしましては、いじめ問題の実態に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校サポートチーム等の連携から、関係機関との支援体制を更に構築していく必要があると考えております。

また、22ページの図表22には、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態の発生件数を示しております。平成27年度、平成28年度ともに件数といたしましては22件と同数でございますが、今後とも、状況に応じて、早期に関係機関等と連携を図り、重大事態に至る前に対応していくことも必要であると考えております。

以上で、この6つのポイントにおける成果と課題について御説明をさせていただきました。これらのことを踏まえまして、今後の改善の方向性として4点、御説明をさせていただきます。概要版を御覧ください。

1点目でございますが、学校いじめ対策委員会を核とした組織的な対応の一層の強化を図るために、先ほど指導企画課長からも説明がありましたが、年2回実施いたします、都独自のいじめに関する調査を精査いたしまして、成果や課題の見える化とPDCAサイクルによる取組の改善及び学校いじめ防止基本方針の見直しを確実に実施できる仕組みを構築してまいります。

2点目でございますが、学校教育相談体制の一層の充実を図るため、今年度8月に試行実施いたしますSNSを活用した相談について検証を行い、より、相談しやすい環境を構築していきたいと考えています。

3点目でございますが「SOSの出し方に関する教育」を推進するとともに、子供の相談を真摯に受け止めることができるよう、教職員等を対象としたSOSの受け止め方に関する教育を推進してまいります。

4点目といたしましては、保護者や関係機関等、効果的な連携強化が一層図られますよう、いじめ総合対策に示す取組例ですとか、好事例等につきまして、各連絡会等において周知徹底していくなど、一層の推進を図ってまいりたいと考えています。

私からの説明は以上です。

【有村委員長】

ありがとうございました。

答申案について6つのポイントについてそれぞれ、成果、課題、今後の課題等について御説明がございました。事前に皆さんの手元に送られてきたと思いますので御覧いただいていると思いますが、是非、改善とか、そういう点で御指摘があれば教えていただければと思うのですが、どうでしょうか。

【相川委員】

よろしいですか。

【有村委員長】

どうぞ、相川委員、お願いします。

【相川委員】

ちょっと細かいところになってしまうかもしれませんが、13ページの真ん中

に「いじめの児童・生徒への特別な対応に関する委員会の意見例」というところがあるのですね。それでこれは大きな2つ目のポイントに関するところだと思うんですけども、この黒丸の4番目に法律の読み解き方がどうというところがあって、これは坂田委員の御意見だと思うんです。ですから、私があまりどうこう言える立場ではないですけれども、ちょっと気になったのが2行目のところに「いじめが解消された後に加害者に対する支援に入る」という書き方になっていて、ここには坂田委員がおっしゃった趣旨とちょっと違うのじゃないのかなという気がして、私からしてもちょっと違うのではないかという気がして、これは受け取りようによってはいじめが解消されるまでは、加害者側に対する支援に入っちゃいけないみたいに捉えかねないので、それは私どもとしても本意ではないんじゃないかなと思っています。その点ちょっと気になりました。

【坂田（仰）委員】

相川委員がおっしゃるとおりで、原則論はこうですよということを申し上げたのだと思います。そのとおりのことを私が発言しているので、ここに書かれていることが全く間違い、記述が違うという意味ではないんですけれども、原則はこうだということを押さえた上での対応をしないと、今までと同様、加害者と被害者両方とも寄り添わなきゃいけないんだということが先に出てしまうと、法律の趣旨とは違いますよねということは申し上げたとおりだと思います。

ただし、いま相川委員がおっしゃったように、例外的に加害者の場合にすぐにサポートに入らなきゃいけない事案というのはあるということはもちろん、そのとおりなんで、ここだけが独り歩きしてしまうと、そういう御指摘のとおりになってしまう可能性はあると思います。

ただ、原則論はやはりこのところは立法趣旨からいって譲れない線だというのは私の学問的なスタンスとして、国会の議論等を通じてそこはっきりとしているところだというふうに思っています。ということでよろしいでしょうか。

【有村委員長】

若干、相川委員の御理解と違われるところがあるというところでしょうか。

【相川委員】

坂田委員のような考え方があること自体、私も十分理解しているのですが、私というか弁護士会の考え方というのは、特にいじめの定義が広がって、軽微ないじ

めもいじめだよということで、そこは東京都としても徹底して、そこはきちっと把握していこうということになったときに、国立教育政策研究所のいじめの追跡調査なんかでも出ていますけれども、そのいじめというんですか、特定の児童・生徒に偏ることなく、多くの子供が入れ替わりながらいじめに巻き込まれているという実態があるということは調査結果からも出ているわけなので、ある局面を捉えて「加害・被害」というふうにももちろん把握の仕方としてはそうなるわけですが、そこを見ていたときに、その場面だけから、加害児童・被害児童とか、加害生徒・被害生徒っていうふうな対応をしていくのが、必ずしも適切でないようなケースっていうのもいろいろあるわけです。

だからやっぱり、そこについてケースバイケースでの判断が必要だし、特にここでも何度かいろいろな先生からお話があったと思いますけれども、加害の児童・生徒のほうにもいろいろな配慮というか対応が必要なケースというのは実際にはたくさんあるわけなので、そこらへんのところについてどんなふうな書き方をすればいいかということがあるんですけれども、そういう配慮も必要になるというところから、私たちの考え方ではあります。そういう趣旨です。

【有村委員長】

じゃあ、坂田委員、お願いします。

【坂田（仰）委員】

その弁護士会のお考えというのは十分承知してるんですね。立法段階でも弁護士会の有志になるのかもしれませんが、要望書が出されたんだけれども、被害者と加害者を二分するんじゃないかという話で。

ただし、ここからそのときの要望書を受けた上で「支援」「指導」「助言」という言葉を使い分けて、被害者側と加害者側を二段階にするということは、はっきりと押し通したというふうに我々、立法趣旨からして理解してるんですね。これには要望が出されたことも存じ上げています。

それから、確かに小さな事案に関しては文科省のこの間の基本方針の改定でも「いじめ」という言葉を使うかどうかは別にしてやっていただきたいというところはあるし、その場合、「いじめ」という言葉を使わないというところにはそういうはっきり二分にするんじゃないんだよという方向性はあると思うんです。

ただ、私がこれを原則論として申し上げたのは、法律を作るきっかけになった、重

大事態につながるような可能性のあるいじめに関しては、そこははっきりと立法趣旨として押し切られたものなんで、相川委員がおっしゃったような、本当に入れ変わり立ち代わり、小さな事案もありますよねってところまで否定しようとするつもりは全くないんだけど、その法律ができて我々はここで活動しているというところの背景っていうのには、今までのように加害者と被害者を入れ代わり立ち代わりということで曖昧にしてきた部分についての誠意というのはあったのだというふうに私は理解をしていますし、その要望書を受けた上で国会が「指導」「助言」「支援」という言葉を使い分けて残したという意味については、そこまで否定するような趣旨の立法段階であったというふうには私は思っていないということでございます。

【有村委員長】

ありがとうございます。前半のほうの「毅然（きぜん）とした指導を行う」という、これは非常に分かりやすい部分であると、法の趣旨からだと思うんですけども、これを毅然としてパッと切るわけではないということなんですね。

【坂田（仰）委員】

もちろん、私が申し上げていいのかどうか分かりませんが、いじめというのはいろいろな対応があるし、これだけ認知件数が増えてきて、小さいいじめというんですか、いじめに当たるかどうか微妙なような事案まで含めて、小学校低学年とかで増加してきている状況の中で、はっきり、加害者・被害者が分けて対応しなきゃいけないというところを徹底して貫くべきだというふうに申し上げているわけでは全然ありませんので。

【有村委員長】

よろしいでしょうか、今の件について。どうぞ、鈴木さん。

【鈴木委員】

いじめの解消というのは非常に重々しいというか時間が掛かるようにちょっと読み取れるところもあるかなと思うのですが、この趣旨というのはいじめに該当する行為を止めた後、止めることが最優先だというふうに理解してよろしいでしょうか。

そうしますと、ここがいじめの解消ではなく、いじめに該当する行為をやめさせたとか、あるいはやめた後にというような、問題はの子自身がどうこうとか、その立場じゃなくて、そのいじめ行動、その該当するいじめの行為をやめさせるというのがやはり最優先だと思いますので、そこがはっきり分かればよろしいのではないかなと

お話を伺いながらちょっと考えました。

【有村委員長】

ありがとうございます。ここも学校の先生は、教育、子供に寄り添うとか子供たちの立場に立った学習理解とか、学校の先生がとっていくところ、の読み取り方は非常に難しいところがあって、私は教育をやっている人間ですけれども、いわゆる教育的配慮とか温かい配慮というものの中に、法律の読み方というのを曖昧にするところがあるような気がするのです。

そこら辺りが、ある面で自分のことと言うと教育を考える人間の、ある種の甘さだったり弱さだったりするところがあります。そこら辺りは、現場の先生たちにとってもちっと分かりにくい部分があるのではないかなという気がするんです。

そういう意味では、ここの4つ目に、法律の読み方としてこうだということを言っていたかというのは、ある意味、現場の先生にもはっきりしていいんじゃないという面があるというふうに僕は理解してるんですけど、学校の先生方に分かりづらいか分かりやすいかというのを、示してあげた方が学校の先生たちは分かりやすいかなというふうに思うところもあります。

どうぞ、坂田篤委員、お願いします。

【坂田（篤）委員】

学校の先生の立場として申し上げますと、私はすんなり落ちたほうがピンとくる。

我々が指導する際にも、いじめという行為は絶対にやってはいけないわけですから、まずはいじめの行為をやめさせます、やめさせる、これは徹底してやります。その後、次のステップに入っていくわけです。加害の子供たちに対してもです。ケアを行ったり指導を行ったりしていく。

まずは、その行為を絶対やめさせなければなりませんから、私はいじめが解消された後にはなくて、おっしゃるとおり、いじめの行為をやめた後とか、そういう具体的な表記の方が非常に分かりやすいと思います。

これが解消された後だと、正におっしゃられたように1週間かかる可能性もあるわけです。1か月で終わる可能性もあるし、3日間でこれが解消する可能性もあるんですけども、とにかくいじめの行為はやめさせるんだ、そういうメッセージとして発信した方が学校現場としては分かりやすいと思います。

【有村委員長】

なるほど。どうでしょうか。どうぞ。

【坂田（仰）委員】

私がこだわる話でもないのですが、私のスタンスとして「そうですよ」ということを申し上げたので、これは冒頭に書かせていただいていますように、現状でどういう対応をするかというのではなく「法の趣旨としてはそういう趣旨ですよ」ということを申し上げているところです。私も現場の先生方が教育的配慮で、加害者も被害者もかわい教え子なんですから、当然、両方をサポートしていきたいという思いを持っていらっしゃる。そういう中で様々な事態が起きたところを受けてこういう立法趣旨にしたんでしょうという法的な解釈を申し上げているだけなので、いじめをやめるというところでは皆さん、共通されているみたいなので、まず、目の前にあるいじめについては、必ずやめましょうということと、それから、そのとき被害者になっている方たちに寄り添いましょうということを前提に、この加害者へのサポートを続けていくという表現で別に趣旨としてはいいんじゃないかなというふうに思います。

【有村委員長】

もし可能であればちょっと文案を工夫していただいて、今の趣旨が分かるように、御対応いただければと思いますがどうでしょうか。

では、事務局は何か補足はありますか。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

当日の坂田委員の御意見の中でも、「目の前のいじめを解消した後に」ということを強調して言われておりますので、このあたりを坂田委員と文案を検討させていただきまして、より皆様に分かりやすい表記にさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、非常に大事な部分で、いじめのこれはある意味では考え方とか認知で、いわゆる国も言っていますし、都教委の言った正しい認知の在り方に関わることで、非常に今の議論が有意義だったというふうに理解しております。ありがとうございます。

ほかに皆さん、御指摘どうでしょうか。どうぞ、鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】

3ページになるんですが、子供たち自身がいじめについて考え、行動できるように

するという項目の中に、非常に「自己肯定感や自尊感情を育てるということを大切にしてください」と、本当に必要だと思うんですが、それと同時に多様性を認めるというか、他者の尊重についての文言も少しこちらに入れていただけると有り難いかなというふうに考えました。

19ページの一番下の取組とこのころなんですが、「互いの個性の理解」という一言、あるいは「互いに認め合う態度を育む取組」という文言が入っているんですが、できればその部分を4の初めのほうにもちょっと入れていただけるといいかなと思いました。と申しますのはやはり、いじめが始まる時は、自分と違うと、違うものを排除する、あるいはそれを違うもの、駄目なものをやっつけてもいいと子供の方も「誤学習」というかそういったものがありますので、その部分について「他者の尊重」というところを4の中に入れていただけるとより有効かなというふうに感じました。

【有村委員長】

なるほど。ありがとうございます。じゃあ、その件を確認します。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございます。このいじめ総合対策【第2次】も、未然防止取組の中に、やはり自己肯定感や自尊感情を高める指導というのは明確に示されておりますので、この辺りの文言も活用していきたいと思います。ありがとうございます。

【有村委員長】

とりわけその「自尊」の推進校とか、その推進校ではなくても、普通の校内研究をやっている、特に中学校が多いような気がするんですけども、これに対してやっぱり今のお話のように「他者理解」であるとか「他者尊重」とかそういう言葉を使いながら実際にやっていますので、大事な指摘だと、もし文案を工夫して今後、そういう趣旨が分かるようにしていただければというふうに思いますがどうでしょうか。

何か事務局からございますか。お願いします。

【事務局（石田指導企画課長）】

今の御指導というか、御提案を踏まえて明文化をして、再度見ていただくようにしたいと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

【有村委員長】

どうぞ、宇田部長。

【事務局（宇田指導部長）】

ちょっと離れるのですが、その共生社会といいますか、その実現というのは今、東京都の方でも非常に大きく考えておりまして、2020オリンピックがあるわけなんですけども、そのオリンピック、パラリンピックに合わせていろいろな立場の人、いろいろな考えの人を受け入れていこうと、これは大きな意味での、オリンピックが終わった後の子供たちのレガシーと、そういったところに非常に力を入れているところですので、是非その自尊感情に合わせながらその多様性の理解というところも、文言として入れさせていただければと思います。

【有村委員長】

部長からも補足の説明をいただきました。ありがとうございます。

では、ほかに委員の皆様の御指摘。林委員お願いします。

【林委員】

答申案について、まだ少し調整が可能という段階だと思いますので、提案を少しさせていただきます。

感想としては、今の感想ですけれども、データに基づいてエビデンスをしっかりと使われて非常に分かりやすい答申になって、非常にいいものができそうだと、そういったことを思っています。

その上で3点ほど、もしかしたらまだ修正ができるかなと思うところがあるんですけども、一つ目は技術的なもので、図表で、図と表がセットになっているのが、図表1とか図表2というところを、図と表に分けて表記することも可能かなと思いました。それは小さなものです。もう一つ大きいところとしては、私が着目しているのは6ページの軽微ないじめの定義に当たるような部分があるかと思うんですね。6ページの上から9行目のところに、私たちが、都教委がどういうものを軽微ないじめとしているかをしっかりと示しておかないと、じゃあ、それをどう、どの守備範囲までなのかということ、指導する先生方も、読まれる皆さんも分かりにくいので、この6ページのところに示している上から9行目ぐらいの文科省の定義に基づいて、これでいいですと軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするところまでとを考えていると思いますので、この定義に当たる部分はもうちょっと前のほうに、4ページの最初の辺りにもって移動した方がいいかなと私は思いました。

理由としては、軽微ないじめを見逃さないということで、実際に軽微ないじめの件数が平成27年度から平成28年度にかけて大幅に発見されるようになってきたという

ころが、お示しする重要なところなんで、混ぜてしまうと、軽微なものとそれ以外のもの混ぜたものもデータとしては必要ではあるんで、それは後につければいいかなと思いました。

それと関わって、いわば軽微ないじめの定義をしっかりと最初に書くということが必要かなということになります。

あと、都教委の確かいじめの軽微なものの図があったかと思うのです。善意で行ったものもという。それと文科省の「冷やかし、からかい、仲間外れ、軽くぶつかられたり」までの対応が分かるようにしておいた方がいいかなと思っています。

「社会通念上はいじめとは思われていないかもしれないけれども、法律上は実はこういうものもいじめなんですよ」の部分に基づいて、都教委は指導、都の先生方は指導しているので、それと軽微ないじめの文科省のものとの対応、エビデンスの方は文科省調査で持ってくるという書き方に今回なっているのですが、指導しているのは都教委の図に基づくとしますので。

さらに言えば、もし調査の仕方によりますけれども、都教委の図で軽微ないじめが載っている、いじめの重い、軽いの図があったので、どの部分がどのぐらい過去、1年前と比べて、あるいは2年前と比べて、昨年度は発見できるようになったのだろうかとか、それによって重大な事態がどのくらい減らせたんだろうとか、そういった部分がもし分かれば、入れられたらより良いのかなということも思いました。

図表のところと軽微ないじめの定義を、できるだけ早くの段階に、前に書くということと、あと東京都の基準についても答申の中でお示しした方がよいのではないかと、そういった三つの提案になります。よろしく願いいたします。

【有村委員長】

どうでしょうか、いまの三つ目は冊子の確か34ページですね、おっしゃってたところが出ていますので、今のことについて、何か事務局の方で補足説明ございますでしょうか。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

御意見、ありがとうございます。今の御指摘のように、東京都教育委員会では、このいじめ総合対策【第2次】の中で、この軽微ないじめ、それから、軽微ないじめという表記ではないんですが、まず法令上にどういった事例があるかといったところで、一覧の表にして、そういった図式化して示しております。ですから、この図を活用し

て答申案の中にも入れて東京都教育委員会の捉えであると、文科省のこの問題行動等調査では、何が軽微ないじめかと特に定義付けはしていませんので、ただ、この東京都の捉えと、文科省のいじめの対応における表と、これをセットにしてお示しをし、林委員御指摘のように、このいじめの認知件数の説明のところなるべく近いところでこれを示すということは可能でございますので、この辺りも今後の改善の一つとして御提示をさせていただければと思います。

【有村委員長】

ありがとうございます。確かにそのところが一番先生たちが悩むところなんですね。

子供たちが「先生、こういうことがあっていじめられた。困った」というときに、それが軽微なのか、もうちょっと真剣に受け止めるとか、そういうところがやっぱり判断に迷うところで、今このいじめ問題は非常に学校でも割と認知されてきましたので、的確に示してあげる一つのチャンスかなというふうに思いますので、御検討いただければというふうに思います。

それからもう一つ林委員から指摘があった、この表と図のこれは形式上の面かもしれません。この取扱いはいかがですか。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

こちらは御指摘のとおり、また修正の方向で。

【有村委員長】

そうですね。表と図が混在しているものがあります。

じゃあ、ほかのところはどうでしょうか、どうぞ、坂田委員、お願いします。

【坂田（仰）委員】

先生たちはいろんなところでいじめに対して真剣に取り組んでいて、ある程度もう限界まで来ていると思うんです。そういう意味ではこの6番の「社会全体の力を結集する」「地域、関係機関との連携」というのはこれから先、大きな課題となってくると思うんですけど、そこでちょっと触れていただきたいというのがありまして、図表20を見ていただきますと、ホームページでは100%公表されている。うちの学校でいじめに対してこんな取組をしていますよ。見たい人はインターネットにアクセスして見てくださいというところまでは100%達成されているんですけど、学校の方から地域とか機関の方に打って出るというかアウトリーチしていく方が下がっているというのが21から22にかけて書かれています。

実際にPTAとかと一緒にいじめ問題を協議する場を作ったというのは、全部の校種で下がっていますし、高等学校、特別支援学校が私は気になるんですけど、半減しているという状況になっています。

そういうアウトリーチとして、学校の方から地域と積極的にいじめの問題に関して取り組んでいく、一緒に考えていきましょうという、打って出る姿勢というのをできればなんですけれども、24ページの辺りの課題とか改善の方向性の中にはっきりと明記していただくと、この減少に歯止めがかかるかなとそういうふうに思っている次第です。

【有村委員長】

今、大事な指摘をしているわけですが、どうでしょうか、もしよろしければ高等学校、特別支援学校で。

【坂田（仰）委員】

高等学校、特別支援学校というのではなく、学校として必要ではないかと。

【有村委員長】

なるほど。大体おっしゃるように地域とか親御さんの非常に関心が高いと、私も先ほど申し上げましたけれども、肌で感じるということもありますので、そこら辺り、もう少し課題として打ち出したらどうかという指摘でございますがどうでしょうか。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございます。今の御指摘の点も課題の中に位置付けていきたいと思えます。

【有村委員長】

この委員会でもそうですけれども、関係機関と連携を非常に重視してきているところでございますので、お願いしたいと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、鈴木委員、お願いします。

【鈴木委員】

現場にいるものとして非常に重い課題を与えられたなという気がしていることが一つありまして、平成28年度は「誰にも相談しなかったという数が上昇した」と、これだけの取組をして、これだけ大人が頑張っていて、先生方も本当に現場でいっぱいいっぱいになるまでなさっていて、それでも誰にも相談しないという数が増加するという、これはどう理解したらいいのだろうかというのを非常に、スクールカウンセラーと

して勤務している身としては非常に痛いといいますか、自分自身も反省しているところであるんです。それについての、この答申でちょっとそこまで分析が間に合わないのかもしれませんが、重く受け止めて考えていった方がいいのかなというふうに今、考えております。

【有村委員長】

なるほど。この問題は非常に大きいというか、今までの自ら命を絶ったケースでもほぼ大体これに該当することがあるような気がするんですよね。そこら辺りは全体的な数としては少ないのかもしれませんが、特に小学生は上昇傾向にあるというのは重く受け止めたいという。

これは学校現場の立場で言うと、先生方にちょっと厳しい言い方になりますけれども、先生方が授業だとか普段の子供との関わりの中で、先生とか温かい関係がやっぱりベースなわけですよね。これは一番基本にあるところなので、それはどうしても先生方と子供との間、特に低学年の子供というのは、先生との一体感がなかったら、信頼感がなかったらやっぱり授業が成り立たないわけですから。これが少し希薄になっているのかなという、そういう数字でもある気がするんですね。

それは非常に教育的に言うと、ある意味で怖い部分ですので、そういう、誰にも相談できない、しないというように、鈴木委員が御指摘のように、スクールカウンセラーとかそういうところの先生が気にすることと同時に、やはり担任の先生方が基本的に注意しなきゃいけない。そういう指摘だと思うんですね。

例えば、非常に細かいことで恐縮なんですけど、授業で、算数の時間、国語の時間、体育の時間のときに、先生が発問する。それをよく聞いているかどうかとか、尊敬の念を持って聞いているかどうか、あるいは自分が何かを言おうとしているかどうか、ということと関わってきますので、これをどういうふうに先生方に伝えていくのかというのも、いじめの問題の中で相談する件数が、誰にも相談していない件数が多いですよという言い方をすると、これはもっと意味を説明していかないとなかなか難しいかなと僕は思っています。

やっぱり子供との信頼関係の回復というか、それが教育の基本ですよというのを改めて聞きたいですね。そういうところがどこか課題としてもあってもいいかなと僕は思って、お聞きしました。

事務局どうぞ。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございます。こちらの、誰にも相談していないという状況については、東京都教育委員会としても非常に重く受け止めているところでございます。

この示し方もあるかと思うんですが、平成28年度と平成27年度との対比ということではここには出ているんですけども、この平成28年度につきましては、いじめの件数自体が3倍に上がっていますので、割合としては括弧に示しているように全体の割合としても下がっているという状況がでございます。ただ、実数としてこれだけの件数があるということもでございます。

今の東京都教育委員会では、このどのようなアプローチができるかというところで、この16ページにお示しをさせていただいております、子供たちが日ごろ使用しているホームページやアプリケーションを活用して、この中でも最終的には誰かに相談しよう、相談機関というのがあるということも伝えております。

また、今年度、特に東京都教育委員会としても力を入れております「SOSの出し方に関する教育」こちらも現在様々な連絡会や研修会等、あらゆる機会を捉えて、何か不安や悩みがあったら誰でもいいから身近にいる信頼できる大人に相談しよう。もし、すぐにそういう信頼できる大人が身近に見付からなかったら、それでも相談機関というのがある。そういったところで誰かに相談してみようということを、今、正に力を入れて取り組んでいるところでございます。

今後も改善の方向性でもこの点につきましてはお示しをさせていただいておりますが、特にこの「誰にも相談していない」という子供が一人でも減っていく取組は、特に力を入れていかなければいけないなというふうに考えております。

【有村委員長】

ありがとうございます。今、大事な補足をいただきました。大変恐縮ですが今のところで橋本委員に警察署の立場で、私も気になるんですけど、誰にも相談できないとか、こういう点で警察署のお立場で、現場の先生とか親御さんたちと気を付けてほしいとかそういう御指摘があれば、御示唆をいただければと思って、ちょっといきなり言って申し訳ないですけども、お考えを教えてくださいたいと思って、今、思ったところですがいかがでしょうか。

【橋本委員】

そうですね。いじめに限らず、今、社会的な問題になっている自画撮り被害とか中

学生や高校生の特種詐欺の中の受け子とか出し子。そういうのに安易な軽い気持ちで加担してしまうというような、そういったような状況が見受けられます。

そこでやっぱり大人に一言相談して、こういうことに巻き込まれそうだとか、こんなことになっちゃっているというような、そういうSOSというのが発信されることによって、大人はそこに関与することによって、ほとんどは防げるのではないのかなと思っておりまして、その辺りは警視庁といたしましてもなるべくそういった大人に相談しましょう、何かあったら相談してくださいというようなところを、あらゆる機会を通じて今、お願いをしているところでございます。

今後もちよつとそういったような視点から、そういった子供たちのSOSの発信というようなところに関しましては、警視庁の方も力を入れて取り組まさせていただきますというふうに考えているところでございます。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。都教委の方でもそういう関係機関と連携を広げようというのを伺っていましたので、是非、今の話を盛り込んでいただけると有り難いというふうに思っているところです。

ほかにはどうでしょうか。どうぞ、坂田篤委員、お願いいたします。

【坂田（篤）委員】

いくつかあるんですけども、基本的な柱1のところ。軽微ないじめも見逃さないというところで、実は学校現場からいくと、アンケート調査は一生懸命取るんですけども、それが若干形骸化しているというような実態があります。回数を重ねれば重ねるほど、それがぼけてきてしまう。実態が見えなくなってしまうというようなジレンマがあるわけです。

そういう中で、ただ教員は、とりあえずアンケート結果というものを信じ切ってしまうので、そこでいじめ0であったというような場合には「うちの学校は大丈夫だったんだ」というふうになってしまうわけですね。

ですから、先ほどお話があった文科省からの通知ですが、0の場合にはそれを公表した中で、本当の実態はどうかということを見てもらいなさい、というような通知が今回来たということで、私はそれをこの答申の中に入れていくべきなのではないかというふうに思っております。

非常にリアルタイムな、ホットな通知文なので、今ならばこれがここに落とし込め

るのではないかという提案がまず一つです。

もう1点は、柱にかかることですけれども、先ほど保護者との理解、協力というところのデータが落ちているという坂田委員から御指摘がありましたけれども、これは今、例えば都庁の中でも地域教育支援部等々が、例えばコミュニティスクールであったり学校支援本部であったりというような動きを加速させているところがあります。

実は本市はまだコミュニティスクール化はしていないんですけれども、学校支援本部が立ち上がって、地域の方々が一緒になって学校を支援していく組織ですけれども、そういう中でいじめの話が出てくるんです。やはりこういうシステムを作らないと、なかなか保護者とPTAの間が一緒になって議論しましょうなんていうことなかなかできない。

都の教育庁の中でも、是非私はそういう横との連携を図っていただいて、その中に指導企画課だけではなくて、指導部だけではなくて、地域教育支援部が取り組んでいらっしゃるようなこと。それをこういう中に落とし込んでいくという、組織横断的な形での答申にさせていただくことができれば何かヒントがあれば学校は動くと思うのです。学校支援本部等をどう活用しながら、こういうようなものを広げていきたいと思います。というような書きようができないかどうかというところが1点です。

もう1点はこれは柱3と柱1に関わることだと思うんですけれども、いじめの発見にもっと科学的なアプローチができないものだろうかとは私はいつも思っているんです。

今、この答申の中でも「鋭敏な感覚」という言葉が出てきます。教員のこれは質・能力に関わる問題です。そこに頼っているところが、いわゆる経験値というものです。そこでいじめを発見しようとしている。

もう1つは客観的なレーダー、これは何かというと調査ですね「いじめの調査」これで把握をしようとしている。あとは「情報収集」で把握しようとしている。そこに第4の手法として、もっとICTを活用できないだろうかという。これは答申の中に書き込めないかもしれませんが、是非これは今後、考えていく必要があるのではないかというふうに思っています。

例えばですが、先日本市にある民間企業が来まして、タブレット型のパソコンで、子供たちが朝、自分の今の気持ちはなんだとかいうような、これは心理の方でお諮りいただけたらと思うんですけれども、色で自分の気持ちを表すとか、にこにこマークで表すとか、そういうようなものをピッとタブレットを操作することによって教員の方

にそのデータが全部集まるわけです。放課後、本当に3分でできるんですけども、それをやると、個人の1日の気分が分かるわけです。今日一日、誰とも話さなかった子供というのも分かるわけなんです。

こういう科学的なICTを使った、実態把握というものを、これから考えていかなきゃならないと、私は常々思っています。

やはりこれは東京都教育委員会という広域のところがこういう指針を示していただく。若しくはそういうところに財政支援をしていただくということとは、非常に大きな、我々区市町村にとっては大きなツールになるというふうに思います。これが3点目です。

4点目はちょっとすごく大きな話題なんですけど、働き方改革のことについて触れなくていいかどうかという話なんです。例えば、私がいつも学校に言っているのは、どうしてもほかの自治体でこういういじめなんかで子供たちが尊い命を失ってしまったときにおいても、学校は実は対岸の火事なんです。自分のところだけは大丈夫だろうと思ってるんです。これはもう、人間の心理としてそれはしょうがないのかなと私は思うんですが、だから私は繰り返されているというふうに思っているんですね。

私がいつも言っているのは何かというと、ほかの自治体で起こったことをほんの5分間でいいからケースを挙げて教員で話し合ってくださいと。何が原因だったんだ、自分たちだったらどうするというのを5分でいいから話し合えと。それが私は再発防止の一番大きな方法ではないかと。ところが、その時間が持てないんですね。これはやっぱり学校は忙しいから。どうしても、だからそういう手を打たないで「うちは大丈夫だ」というふうに、楽な方に思考がってしまう。

私は、これは学校の質的改善、教育指導の質的改善というのは、働き方改革に有りだと思ってるんですけども、このいじめの問題についても私はこれが非常に大きく影響するのではないかと。この働き方改革という問題が。

私はそのことについて、何らかの形で、今回の答申では触れなかったとしても、我々の中で問題意識を持っていく必要があるのではないかと。この4つの点です。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。非常に大事な指摘を頂きました。とりわけ、最初の二つについては、ある意味では、この文章に落とし込むができるわけですけども、特に3、4について事務局から後でいろいろ知恵も頂ければと思いますが、委員の皆さんで共

通して何か今の坂田委員の御指摘について、御意見とかお考えとかお聞かせ願えますでしょうか。

ここらあたりのいじめの発見、実はテレビでやっていましたね。タブレットで気持ちを表す。鈴木委員はどんなふうに御覧になってますか。ああいうことで、本当に初期対応が可能なかどうか、科学的アプローチになるかどうかという。

【鈴木委員】

エビデンスまでいっているかどうかは分かりませんが、ただ心理ではもう既に活用されていることはあります。先生との個人、生徒と先生だけのやり取りができる。しかもそれが記録に残っていくという点では、非常に大きな客観的なデータとなりますので、何かあったときもそれを振り返ることができます。それは非常に人間の記憶だけに頼らないですむというところでは外付けハードディスクではないですけども、有効な方法だと思います。

というのは、字を書くのが苦手なお子さんも、文を書くのが苦手なお子さんもいます。言いたいことがうまく言葉にできないお子さんがいます。そういうお子さんにとってみれば、その表情であったり色であったりで例えば表現ができるというのは、非常にSOSの出し方としては本人に即したSOSの出し方になるのではないかなと思っています。

【有村委員長】

なるほど。ありがとうございます。ほかの委員の皆さんはどうですか。

【坂田（篤）委員】

委員長、よろしいでしょうか。

【有村委員長】

どうぞ。

【坂田（篤）委員】

今、お話があったように、簡便な形で自分の気持ちを表現できるということとともに、毎日やっているということがこれ、みそなんですね。毎日やるんです。本当に毎日タブレットをピッピと操作するだけで、教員のところに個々の情報が集まってくるわけです。

子供たちの中で、本当に短期的にパッと心境変化してしまっていて、突発的にあらぬ方向に行ってしまうというようなケースもたくさんあると思うんですね。ところが今、

情報を把握する方法というのがアンケートですと、このふれあい月間だと年に2回です。問題行動調査だって。自治体によっては毎月やっているところがある。でもこれはインターバルが30日間なんですね。

やっぱり私はリアルタイムに簡便に、子供たちの心の持ちようというものを担任が把握しながらそこで声掛けをしていく「大丈夫か」「今日、ちょっと気分暗いようだけど、平気か」というようなことを一言言っていくということが、本当の意味でもこれは発見にもなるし、防止にもつながる。これが、ICTの一番の強みだと思うんですね。そこにもう、踏み込んでいく時代になっているだろうというふうに強く思います。

【有村委員長】

ありがとうございます。もし、ほかの委員、いかがですか。

私は今の話で、非常に有効な、これはテレビで紹介があったときもちょっと思ってたんですけども、やっぱりこれはクラスで担任の先生とか、中高の教科担任の先生たちの強みっていうのは、授業が始まる前に、これからが始まるよと教壇に立ったとき、私も学生たちもそうなんですけど、学生の顔をパッと見ると、なんとなく分かる部分もあるんですね。

そのいわゆる、坂田委員のおっしゃる観察眼と共にはいわゆるICTのデータと科学的なアプローチというのはやっぱりセットにする時代かなという気はしています。私たちはその目に慣れてしまっただけでは普段の経験値が今度は腐ってしまう。だからそれを科学的アプローチで補強したり、新たな気づきをするという面で、私たちの観察眼というのはやっぱり大事な視点なので、私のすごく有名な話ですけど、学生たちも、まず君たち教員になったら、毎日の出席は呼名でちゃんと呼んだほうがいいよという話をいたします。顔を見てあげなさいと。そういうふうになると、やっぱりいろんな気づきがあるよ。それは教育の基本だということをいうわけです。それと併せて、科学的なアプローチというのはいろんな意味で有効な部分があるので、そのあたりだなというふうに思って今、聞かせていただきました。

どうぞ、坂田委員、お願いします。

【坂田（仰）委員】

ICTを使っても科学的なアプローチになるかどうか分からないので、私の専門外なので分からないのですが、このいじめの議論をずっと2年間やっていく中で何回も

出てきたと思うのですが、多様なルートがあった方が子供たちは出しやすいというところはありますね。

だから少なくとも、そういうルートもあったほうが多様性、子供たちの声を吸い上げるアプローチにはなることは確かだと思います。科学的なところは専門の方に御意見を伺わなければなりません。そういう意味ではやはり、タブレットを使うかどうかは別にして、ICTを使うようなルートも一つの、訴えかけをするための子供たちの声を聞くルートとしては有効性はあるんじゃないかなというところで私は賛成します。

【有村委員長】

そうですね。ありがとうございます。ほかの委員の皆さんは御意見ございますでしょうか。もしなければ事務局の方から補足説明とかあれば、今の段階でどうでしょうか。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

御意見、ありがとうございます。特に最初の1番、2番、文科省の通知を踏まえましても、都教委の見解、これはもう既に示しているわけでございますので、この答申案の中に記載の方を考えていきたいと思っております。

また、他部課との連携につきましても、もう一度確認をいたしまして記載の検討をしたいと思っております。

特に今御審議いただきました3番目、4番目、このICTの活用ですとか働き方改革等につきましては、既に現在の答申案の6ページの上段に委員の皆様からの御意見例ということで、アンケートの活用というのは、やはり実態把握の限界があり、多様なツールを用いた把握をなすべきであるということが委員の皆様も御意見として挙げさせていただいております。

また、これを踏まえまして、今この場でどこまでお伝えできるかというところがありますが、今、頂いた御審議、御意見をどこまで活用できるかというところを踏まえまして、また、再度検討させていただきたいと思っております。

【有村委員長】

今、坂田篤委員から出た4点、非常に大事な指摘をいただいたように思います。

部長、お願いいたします。

【事務局（宇田指導部長）】

3番目の件ですが、本当に子供たちがいろんなところでSOSを出すというのはと

でも大切に、最初、冒頭の挨拶で私の方でお話させていただきました、今年の8月25日から9月7日までの間にSNS、実は例えば電話相談を今、やっているわけですが、電話をかけるとか、実際誰かのところに相談しに行くというのももちろん大切なんですけど、ちょっと子供たちにとってハードルがもう1個楽になるのが、SNSとかラインだとか。

そういったところでもって、ただ小学生はなかなかこれが難しいと思うんですが、一つの案として、そういったことを今、考えているところで、冒頭の挨拶で御紹介させていただきました。

申し訳ございません。ちょっとこの場で訂正させていただきたいのですが、先ほど私は国公立、私立も含めてとあるんですが、今年、試行させていただく段階ではやはり都立高校生だけを対象に、この期間SNSとかいろいろなデータを取りに、我々もどういう相談を受けられるのかということをやっていきたいと思っております。

ですから、坂田委員がおっしゃったように、なかなか言語化できないような子供たちに対して、どういうふうにSOSを出させてあげて我々が取るかというのは非常に重要だと思いますので、また、考えさせていただきたいと。

【有村委員長】

ありがとうございます。やっぱり時代を踏まえて、あるいは多様性を踏まえて対応というのがこれから求められていくことでもあります。ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか、委員の皆さん、どうぞ。林委員お願いします。

【林委員】

全体の構造に関するところで1点ちょっと確認や意見等をお伝えしたいのですけれども、概要のところを見ていただくといいかと思えます。概要と本文それぞれあるんですが、概要の方で見ていくと、この答申の諮問理由とか諮問事項のところに対応させることが明確に書かれていった方がいいだろうと思っております、具体的に言えば、概要の方ですと諮問事項のところ、推進状況を検証した上で対策を一層推進するための方策を書いてほしいということが書いてあって、中身は基本的に進捗状況の検証が多いんですけども、対応のほうはやや少なめになっているので、そこに少し手を入れることができないだろうかとか考えていて、あと、具体的なところで、すぐできることとしては、概要のほうでも各ポイント、6個のポイントに課題がそれぞれ一つ、また二つあるので、概要の方です、課題のところ。で、その課題に対応する形で改

善の方向性というのをなぜか混ぜて、6ポイント全部混ぜて改善の方向性が概要に書かれていますので、これはしかし本文の中では、各ポイントごとに改善の方向性が書かれていますので、これを分けて対応が分かるように書いた方がいいと思います。

その場合に、対応していないのも実はあるので、対応を、課題としては提示している学校側の格差に対して改善の方向性が十分には示されていないとかっていうのがあるので、足りないなと思うところは少しそこを補うとか。

改善の方向性も、例えばポイント1で1つ目のポイントであれば6～7行ぐらいしかなくて、2つ目のポイントであれば4行ぐらいしかなくて、3つ目のポイントも4行ぐらいしかないので、ここを改善の方向性を示して、例えば第2次のどの部分を更に活用してくださいと書いてあると思うので、そこを少し膨らませていった方がいいかなというふうに思います。

むしろ読む方が誰になるか分かりません。大勢の人が読むでしょうけど、課題があるからこう改善したらいいよというのがむしろ、私たちが伝えていかなければならないことのように思いますので、現状がこうであるということに加えて、なので改善の方向性が少ない、ページ配分というか文字として少ないところを少し充実させられないだろうかということが1点あります。

具体的にどう充実させたらいいかというのは、やっぱり個別の目で見てもっと考えていかなければならないのかなと今は思っているところです。

【有村委員長】

今、諮問事項に合わせてということを見ると、特に改善の方策について、1から6に合わせた形で協議したらどうかという御指摘でございました。可能なところでどうでしょうか。改善ができればありがたいと思いますが。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

御指摘、ありがとうございます。こちらの概要を作成する際に一度各項目ごとということの作成過程にあったのですが、一つの改善の方向性、方策が例えば六つのポイントがいくつかの項目にまたがっていくこともございます。非常に見方として煩雑になっていくこともありまして、この改善の方向性というものがこれらの成果や課題を踏まえて、より焦点化してお示しができるようにということで、今、複数にまたがるということもありまして、このように示させていただいたわけでございます。

特に学校における組織的な対応等に係る部分につきましては、本日指導企画課長か

ら説明がありました、いじめの調査の精査というところがございまして、この辺りを入力を入れて改善を図っていきたいというふうに考えております。

今、改善の方向性として、より、焦点化して示しているという状況に、このような背景がございました。

【有村委員長】

ありがとうございます。できるだけ現場の先生や教育関係か、保護者も見つものだと思いますので、詳しい形がいいかと思ひます。

それも私が申し上げようと思つたのですが、林委員がおっしゃつていたのに続けるのことになるかもしれませんが、(1)として、現状、現在の状況を書くわけです。これはずっとデータに基づいて現状が書かれていまして、8ページのところに2番として成果、そして中ほどにいて4番目に改善になつていて。

ここはある意味では2、3、4がすごく重要なところだし、これはやっぱり答申の一つのデータを基にした書きっぷりだと思いますね。ここをどう見せるかという問題なんですけど、中身の問題じゃないですけど、見せ方としてなんかこうもうちょっと、例えば「成果はこれです」と記しを付けるとか、こういうふうに見せ方をちょっと工夫してもらいたいなというふうに思ひんです。

とりわけ文章表現にずっとなつていひるのももちろんいいですけども、中身を書いてあることについて、私は特段問題ないし、例えば先ほど林委員が御指摘のように、いくつか項目の数をちょっと調整するっていうことがあつて、見せ方をもうちょっと工夫したいなという気がしひます。

現場の先生や、例えば保護者が見て「これが大事なんだ」と「今、東京都がこの課題でこういうふうに向かっているのか」と、「自分はどう考える」という、そういうふうな見せ方をちょっと工夫していただけたら有り難いなというふうに思つたところではす。

ほかにはどうでしょうか、皆さん、何か御指摘ございましたら。

【坂田（篤）委員】

委員長、1点。

【有村委員長】

どうぞ、坂田篤委員お願いします。

【酒田（篤）委員】

こういう答申等が出ると、本市だと議員さん方がよく目を通される方がいらっしゃって、その中で御質問が出ることもあるんで、教えていただきたいなというふうに思うんですが、特別支援学校のデータが全体的に落ちているところがあると思います。

例えば地域の連携であったり、若しくは校内委員会での活用であったり、いくつかそういう指摘があると思うんですけども、データ上落ちている。これは何が要因なのかというようなところを一つ、教えていただきたいです。

あとはもう1点は5ページに図表3で小1、中1、高1が非常に多くて、そこから急激に年齢を重ねていくにしたがってペースが落ちていくんですね。これはどういうところに、何かこういうデータになって表れてきたのかというようなところを、もしも事務局側の何か分析みたいなものがあつたら、参考までに教えていただければというふうに思っています。以上です。

【有村委員長】

今の件の御指摘で、特別支援の担当は丹野さんでよろしいでしょうか。どうぞ。

【事務局（丹野特別支援教育指導課長）】

特別支援教育指導課長の丹野でございます。御指摘ありがとうございます。特別支援学校のデータで、連携のところをいうと21ページになるんですか。

【坂田（篤）委員】

例えば9ページにも、学校いじめ対策委員会が対応した件数が特別支援学校を除いた全ての学校で上昇傾向にあった。特別支援学校はなぜ、上昇しなかったのかというようなことも含めて、9ページです、一番下です。10ページのデータ、グラフですね。そこが一番分かりやすいと思います。

10ページのこのグラフを見ると、非常に刺激的だと思うんですよ。これは知らない方がこのグラフを見たら、なんで特別支援学校だけガッとグラフが落ちているんですかって。これは当然質問されると思うんですけども、何か背景があれば教えてください。

【有村委員長】

では、先に渡辺主任指導主事の方から、取りまとめの方から先をお願いします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

この集計をさせていただいた背景でございます。今、坂田委員御指摘の、特別支援学校を除く校種別上昇傾向というところで、当時の特別支援教育指導課の方の担当の

者から聞いたところではあるんですが、特別支援学校におきましては、いろいろな状況があるんですが、必ずしも学校いじめ対策委員会に報告をして役割分担をしてから対応をする以外に、やはりその場で即対応しなければならない。後ほど、その件については報告をする。そういったケースも多々あったというふうに聞いております。

また、10ページの学校いじめ対策委員会のこのグラフでございますが、特別支援学校におきましては、まず、このいじめの認知件数自体が非常に少ない、母数が少ないということで、これが対応が担任ですとか、教員が即座に対応したものになりますとこの数字は下がってしまう。たまたまこのグラフが非常にこういった下がっているというふうに認めがちなんです、対応はしっかりいただいていたということでございます。

【坂田（篤）委員】

分かりました。ありがとうございます。

【有村委員長】

確かにグラフからもそうですね。特別支援学校担当の課長さんも何か御指摘ございますでしょうか。

【事務局（丹野特別支援教育指導課長）】

御指摘ありがとうございます。特別支援学校で随時、校内委員会等で丁寧に把握しているところでございますが、より、認知件数のところも詳細に把握するようにということで、各学校の方にお伝えしているところではあります。また、御指摘いただいたことを踏まえて、もう少しその背景等を説明できるように準備したいと思います。

【有村委員長】

ありがとうございます。表のところの御質問があつたりしましたけれども、どうぞ、課長、お願いします。

【事務局（栗原義務教育指導課長）】

義務教育指導課長です。5ページのいじめの認知件数、図表3のところですが、小1のところと中1のところが高くなっているということで、想像の部分も少し入るんですけれども、いずれも小学校の場合には、様々な小学前教育施設から集まってくる。中学校の場合には様々な小学校から集まってくる。つまりそこで新たな集団が作られる。

例えば中学校のところで「中1ギャップ」というような話がありますので、小学校

の段階で落ち着いてきたものが、新たな集団になってまた、そこで再燃する。そういったことも想定されるのではないのかなというふうに考えられます。

小学校の1年生の方については、公立幼稚園、私立幼稚園、あるいは保育所、認証保育所と様々なところから様々な教育を受けた子供たちがきますので、まず初めに、それぞれせめぎあいという言葉は正しいかどうか分かりませんが、お互いの表出の仕方が様々ということが出てくるのではないのかなというふうに想像しております。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。非常に丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。

じゃあ、どうぞ、鈴木委員、お時間ですね。

どうぞ、ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。ほかの全体的に御覧いただいて、御指摘を頂ける方はお願いいたします。

私の方から1点よろしいでしょうか。最初、部長さんの御指摘もあったわけですが、特に17ページ辺りからあります、SOSの出し方に関わって、SNSをうまく使うということ。ここら辺り、私はこういうこと、ちょっとあまり詳しくないんでうまく言えないかもしれませんが、東京都が作ったDVDも何回も見させてもらいましたけれども、非常にいい中身で、あれを是非、生徒や保護者に見せたいというところがございます。

それを是非、各学校に見ていただくように徹底していただくことと、そのことをもう少し先生たちがうまく理解して活用するような書き方をしていただけると有り難いな。

抽象的な言い方で恐縮なんですけど、特に18ページ辺りの中で、課題等、学校の先生たちはこういうふうに活用して使ってほしいですとか、生徒たちがSOSを出しやすいような指導体制をとってくださいとか、そういうことがはっきり書かれるようなふうにしていただけると有り難いなというふうに思います。

これも私の、中学校の実体験なんですけど、校長先生が積極的にそれを地域の方々とか保護者会でも見せまして、保護者はやっぱりハッとするわけです。それが家庭の指導だとか子供の、夜以降に友達にメールしちゃいかんよとか、うちでも先生が言っているとおりの、9時以降はラインとかそういうのをしちゃいかんよとか、そういう指導徹底になっているという話を聞きますので、やっぱり保護者が直に自分の子供にそ

ういうことを使い過ぎにならないようにしなさいとか、そういう言い方ではなくて、やっぱり学校と一緒にやってやると、保護者が効果的だということが、いくつかの例で聞きますので、そういった具体的な例を挙げながら、先生と保護者が一体となって、SOSの出し方に伴うSNSの使い方とか、そういうのも連動させた指導ができればいいなというふうに思っていますので、特にどこがというわけではないのですけれども、そこら辺りが現場の先生たちが指導しやすい方で使えるようにしていただけるとありがたいと思っています。ちょっと感想みたいな意見になって申し訳ございません。

ほかにどうでしょうか。どうぞ、相川委員、お願いします。

【相川委員】

私も全体としてはすごくよくまとめていただいていると思うんですけども、先程の概要のお話の中にも出てきていた2番の「教員が全て抱え込まず、学校一丸となって取り組む」ところの成果に、いじめの解消率が上昇したという記載があるんです。

そのことは評価できると思うんですけど、そうすると、でもじゃあ、解消できていないものっていうのがあって、それをどうしたらいいのかという話になってくる部分がたぶんあるので、この、今回の答申にどこまで書けるかという問題はあるんでしょうけれども、じゃあ、その解消できていないケースというのに何らかの傾向性があるのかと。ここでの取組でいうと、一人で抱え込まないで組織的な対応をすることによって、解消率が上昇したというふうに評価できるんだとしたら、それでも解消できないものっていうのはどういうケースで、それについてはじゃあ、どういうふうにしていったらいいのかということに関する検討みたいなものもできたらいいのかなというふうに感じました。

【有村委員長】

確かに、9割を超える解消につながるわけですし、それができないものについての対応ですね。この辺りは現場でも悩むところだと思いますので、書き込んでいただければというふうに思っております。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ、事務局から。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

御意見ありがとうございます。今の点につきましては、ちょっとこのいじめの対象についてということで、国のいじめ防止等のための基本的な方針の中で、3か月間はしっかりと本当に解消したかどうかというものをみとるようなということもあります

ので、この100%至っていない中には、経過の最中であるということも含まれているか
と思います。

ただ、今、委員御指摘のとおりこのことがひどく確実に周知されているかという
と、やはりこれも引き続き周知をしていかなければならない部分だと思
いますので、この解消の捉え方ということについても表記の方をさ
せていただければというふうに思
います。

【有村委員長】

そうですね。ありがとうございます。今のことと関わって、国の方でもその法律が
できて、3年目に見直して、また基本方針も改めて改善がされています。あそこ
もその部分のことをどこかにちりばめているというようにも受け取れるんですけ
れども、ある意味ではっきりと、国の方の見直しも都教委は受け止めたという
ところもちょっと落とし込める部分があれば明確になるかなというふうに思
いました。今の点も併せて、是非、お願いいたします。

ほかにはどうでしょうか。

それから、私の方から1点、資料のデータ、例えば見ていただきますと、16ペ
ージのところの図表7の下のところから17の下図表16の下あたりに、平成27、
平成28年度文部科学省と、これはいわゆる文部科学省の調査を使った東京都の
数字なわけですよ。

これはちょっと、これは全てそういう表記になっているんですけれども、文部
科学省の問題行動等調査を使った東京都の数字ですので、これですと、この
表記だと文部科学省の全体の全国の数値のように、ひょっとしたら見間違
う可能性があるというか、こういうことに見慣れている人は皆さん「これは
東京都の数字だな」とすぐ分かるんですけれども、これはどういうふう
にしたらいかなというふうにちょっと思うんですけど。

問題行動等調査を用いた東京都の数字ですと、どこか全体的にうたうとか、
ちょっと明確になったらいいかなと思ったものですから。すみません、
ちょっとお願いいたします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

御指摘ありがとうございます。今、御指摘のように、ややもすると国の調査か、
国のデータかというふうに見間違
う可能性もあります。東京都教育委員会ではこの国の

問題行動等調査を踏まえまして、児童・生徒の問題行動・不登校等の実態についてと
いうことで公表しておりますので、こうした、今公表している文言とも活用しながら、
より、分かりやすい表記にしていきたいというふうに考えております。

【有村委員長】

そうですね。それを是非、ちょっとよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにはどうでしょうか。どうぞ、坂田委員、お願ひします。

【坂田（篤）委員】

表記上の問題でよろしいでしょうか。これから恐らく文言等々ブラッシュアップさ
れてくるのではないかなというふうに思ひますけれども、例えば8ページ、成果の
ところの二つ目の②、一番最後のパラグラフのところでは、「児童・生徒自らがいじ
めに対してSOSを発することができるようになってきている傾向がある」というふ
うに書いてある。ただ、まだ十分ではないから、今後、SOSの出し方に対する教育
をやりますよという話ですよね。「まだ十分ではない」というところの記載をしない
と、今後の方向性と改善の方向性と整合しなくなってしまうんじゃないかなというふ
うに思ひところが1点。

もう1点は、ごめんなさい、これも文章がねじれてるんじゃないかなと思ひのが(3)
の二つ目の丸です「SNSや仲間通しで通信するため、いじめが行われても大人がな
かなか見抜けないところから、SNSを活用した相談体制を敷く」というのは、これは
ちょっとおかしな文章だと思ひます。

これは「SNSを活用した」というのはSNSの利用率が非常に高いからこれを使
った相談体制を敷くという話だと思ひますね。これは文章のねじれだというふうに
思ひます。

また、これは私が勝手にちょっと心配しているんですが、19ページを見ていただ
いて、我々の委員からの意見ですが、一番冒頭に「リーダーという考え方は、いじ
めに対して全くなじまないと思ひ」と。確かにこういう議論はあったんですが、こ
こで書いてしまうと第2次の全否定をするようなことになりはしないかと。都教委
は大丈夫なのかというようなところを勝手に心配しているんですけれども、いか
がでしょうか。

いろいろこういう指摘はあると思ひますので、恐らくブラッシュアップを期待したいな
というふうに思ひています。以上です。

【有村委員長】

ありがとうございます。何かございますか。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございます。今、いただきました御意見をまた捉えまして、また更にブラッシュアップを図りたいと思います。ありがとうございます。

【有村委員長】

どうでしょうか。林委員、お願いいたします。

【林委員】

ちょっと戻ります。表のところの図のところでは文科省の調査の書き方のところで、私も1点だけ括弧がいろんなところに出てきて、例えば9ページであれば備考、下のところに括弧の説明が入っている、括弧の中は2段、下の括弧はこういうことにしていますと書いてあるので、基本的に図は単体で見られるケースが多いから、それぞれの図の括弧は何を意味しているのかというのは、それぞれに付けていった方がいいのかなと思いました。よろしくをお願いします。

【有村委員長】

ありがとうございます。約2時間余にわたりまして皆さんから慎重な御意見をいただいたところでございます。

時間にも限りがあるんですけども、今日、もしございませんでしたら一応ここで終わりにしようと思っておりますが、こういう答申を慎重に精査をして、まとめていくことになるわけですけども、皆さんの慎重な御意見を頂いたこと、本当に委員長としてもうれしく思っております。

とりわけいじめ問題というのは、私は常日頃思うんですけども、いじめ問題一つ事例として学校が真剣に取り組んだり親御さんも考えて、そこでいろんなところで改善の道が出てくるわけです。

ですから、そういう意味ではこの答申をうまく活用される、教育活動に活用されてやれば学力の向上であるとか、生活の安定とかそういうことにつながっていくわけですので、我々もこの委員会で答申をしっかりまとめていきたいというふうに思っているところでございます。

それで一応、皆さんから御意見いただいた分についてはここまでにさせていただきますけれども、今後のスケジュールについて、石田課長から御説明いただければと思

っております。どうぞお願いします。

【事務局（石田指導企画課長）】

どうもありがとうございました。

それでは答申までのスケジュールについて御説明申し上げます。事務局は本日、委員の皆様からいただきました様々な御指摘を踏まえまして、答申案の内容を修正してまいります。

本日、時間の限りがございましたので、お伝えいただくことができなかった修正等の御意見が、後日ある場合は7月13日金曜日までに電子メール等により、担当までお伝えください。

これらを経まして、最終的には有村委員長と事務局とで本文を確定していきたいと思っておりますので、御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、定例教育委員会の答申の報告でございますが、現時点では7月26日木曜日の予定でございます。報告した後、ホームページ等で答申を公開させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

【有村委員長】

ありがとうございました。

今、課長の方から御説明ございましたように、皆さんから是非、13日の金曜までに本当に細かいことでもいいと思いますので、メール及びメッセージを頂いて、既に今日の欠席の委員の皆さんからも事務局に意見が届いているようでございますけれども、そういうふうにしていただきまして、最終的には事務局と私の方で精査をさせていただきたいといふうに思っております。

この点については、委員の皆さん、いかがでしょうか。

一同：異議なし。

【有村委員長】

私も至りませんが、精一杯務めさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、本日の審議についてはこれで終了したいと思います。貴重な御意見賜りましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

一同：ありがとうございました。

【有村委員長】

事務局の方でございますでしょうか。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

それでは、有村委員長また、委員の皆様方、貴重な御審議を賜りまして本当にありがとうございました。最後に事務連絡でございます。まず、本日の会議録でございますが、前回同様1か月後を目途に会議録の案を各委員の皆様メールアドレスに送信をさせていただきます。5日程度の短い間で恐縮でございますが、内容を御確認いただきまして、修正等がある場合には御連絡を頂きたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは委員の皆様方には、この2年間にわたりまして御審議いただき、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。

一同：ありがとうございました。